

慶弔規則

第1条 会員が結婚したときは、金10000円の祝金を贈る。

第2条 会員または、その近親者が死亡したときは、次の弔意および弔慰金を呈する。

対 象		付随事項	金額(円)
本人	会 員	弔意のみ	10,000
	理 事 監 事 顧 問 名 誉 会 員	・弔意と代表者が通夜 ・理事が会葬 ・会長名にて献花	20,000
父 母		弔意のみ	—
配偶者			
子			

* 名誉会員とは、歴代会長経験者

第3条 会員が本会の会務に従事中に死亡した場合は理事会の承認により前2条の付随事項と金額を増やすことができる。

第4条 本規定1条より4条までは正会員・一般会員に適用する。

2 会員以外の者・事務局員については、会長が必要と認めたとき、理事会の承認を経てこの規定を準用するものとする。

第5条 本規定3条より5条については、とくに緊急を要する場合、会長と財務担当副会長または財務委員長の協議により決定することができる。

第6条 慶弔担当者は事務局がこれにあたり、会員よりの報告を受ける。

第7条 本規定によって慶弔金を贈られた者は、これに対し返礼しないものとする。

附 則 この規定は2011年5月1日から施行する。

2011年4月27日